

令和元年第4回

置戸町議会定例会会議録

令和元年6月17日開会

令和元年6月18日閉会

置戸町議会

令和元年第4回置戸町議会定例会（第1号）

令和元年6月17日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第14 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第15 議案第33号 財産の取得について
- 日程第16 議案第34号 財産の取得について
- 日程第17 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第19 同意第 3号 置戸町教育委員会教育長の任命について
- 日程第20 報告第 5号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 24 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
 日程第 7 議案第 25 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 26 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 27 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 日程第 10 議案第 28 号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第 1 号）
 日程第 11 議案第 29 号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 12 議案第 30 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 日程第 13 議案第 31 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
 日程第 14 議案第 32 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 日程第 15 議案第 33 号 財産の取得について
 日程第 16 議案第 34 号 財産の取得について
 日程第 17 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
 日程第 18 議案第 36 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
 日程第 19 同意第 3 号 置戸町教育委員会教育長の任命について
 日程第 20 報告第 5 号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会計管理者	遠 藤 薫	まちづくり推進室長	坂 森 誠 二
総務課長	深 川 正 美	総務課参与	福 手 一 久
町民生活課長	渡 邊 登 美子	産業振興課長	蓑 島 賢 治
施設整備課長	大 戸 基 史	地域福祉センター所長	須 貝 智 晴
総務課総務係長	芳 賀 真 由 美	総務課財政係長	湊 美 保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	石 森 実
社会教育課長	五 十 嵐 勝 昭	森林工芸館長	岡 部 信 一

図書館長 五十嵐 勝 昭 (兼)

〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉

議事係長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和元年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第22号から議案第36号。
- ・ 同意第3号。
- ・ 報告第4号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第5号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、令和元年5月28日招集の令和元年第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

本議会開催に先立ち、置戸町議会及び訓子府町議会からの選出議員と、理事者側並びに議会事務局職員の異動があり、初めての議会となるため、議員及び理事者の自己紹介がありました。

次に、開会宣言があり、2町選出議員の議席の指定、会議録署名議員の指名及び会期を1日間と決定いたしました。

次に、議案第1号 北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてから議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約についてまで、一括して辻管理者

より提案理由の説明がなされ、その後、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 監査委員の選出について辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり、私、佐藤勇治が消防組合議会選出の監査委員に選任同意され、その後、閉会いたしました。

なお、本議会等の内容につきましては、お手元に配付の説明資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和元年6月17日、報告者、佐藤勇治。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 報告第 4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越 計算書の報告について

○岩藤議長 日程第3、報告第4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、報告第4号は、平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。報告の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 報告第4号について説明いたします。

報告第4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

裏面をご参照ください。

平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書でございますが、本年3月開催の第2回定例町議会において議決いただきました、平成30年度置戸町一般会計補正予算(第8号)で、本件、草地畜産基盤整備事業につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行ったところでございます。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので報告するものでございます。

内容につきましては表に記載のとおり、草地畜産基盤整備事業534万4,000円全額を繰り越

しいたしました。財源内訳は、その他といたしまして、受益者負担350万1,000円。一般財源184万3,000円となっております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第4号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、報告第4号 平成30年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 4 議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の
制定についてから

◎日程第18 議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画
の一部変更についてまで

————— 15件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4 議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてから日程第18 議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第22号は、置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてでございます。議案の内容につきましては、産業振興課長よりご説明を申し上げます。また、議案第36号は、置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。議案の内容につきましては、まちづくり推進室長より説明を申し上げます。なお、この間の議案それぞれにつきましては、担当課長よりそれぞれ議案の内容について説明を申し上げます。

〈議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について。

産業振興課長。

○菟島産業振興課長 議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてご説明いたしま

す。

置戸町未来への森づくり基金条例を次のように制定する。

置戸町未来への森づくり基金条例

本置戸町未来への森づくり基金条例につきましては、森林の整備及び人材育成、担い手の確保対策に関する費用に充てるため、今年度から配分される森林環境譲与税に相当する額の弾力的な運用を図るため、基金の設置に必要な事項を定めるものでございます。

第1条では、条例の目的及び設置について規定をしています。

第2条では、基金に積立をする額について規定をし、第3条では、基金の使用の制限及び使用の方法について規定をしています。

第4条では、基金に属する現金の管理について規定し、第5条では基金の運用から生ずる基金の処理方法について規定をしています。

第6条では、財政上必要がある場合、基金から繰り替えて運用することができる旨を規定しています。

第7条は、委任規定となっております。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

〈議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例（昭和24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正の理由及び改正の要旨につきましては、令和元年5月15日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部が改正されました。改正中、参議院選挙の改正といたしまして、最近の物価動向等を踏まえた、投票所経費の基準額改定が行われたところでございます。経費中、投票所の投票管理者等の日額報酬額につきましても改訂されましたので、その基準額に合わせて条例改正を行うものであります。投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人の日額報酬額をそれぞれ100円ずつ改訂、合わせて表中の字句訂正及び本町旅費基準に合わせた宿泊料の暖房加算を廃止するものでございます。

別表その1中「12,700円」を「12,800円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「10,700円」を「10,800円」に、「10,800円」を「10,900円」に、「あつて」を「あつて」に改める。

別表その2の備考を削る。

説明資料といたしまして、別冊議案、第23号説明資料、投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を後程ご参照いただければと思います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

〈議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第24号につきましてご説明いたします。

議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条で改正する内容は、平成31年度地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日より施行され、改正に伴い関係条例規定の整備を行うものです。改正概要につきましては、寄附金税額控除、ふるさと納税制度の見直し、本年10月に予定されています、消費税の引き上げに伴う個人住宅ローン控除の延長及び軽自動車税の環境性能割、種別割に関する規定の改正となります。

なお、第4条及び第5条で改正する内容は、平成28年度、平成30年度、税条例改正規定の一部を改正する規定となります。

それでは改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第24号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例、1ページをご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明した通りでございます。

第1条による改正。第34条の7の改正は、寄附金税額控除についての規定ですが、第1項は、ふるさと納税の対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とし、寄附金の募集を適正に実施、返礼品を送付する場合の割合を3割以下とする。返礼品を地場産とする基準を満たす地方団体を総務大臣が指定する旨を定めたことから、規定の整備を行うものです。第2項につきましては、法改正に伴う引用条項の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用します。

なお、本町におきましては、4月8日付で申請を行い、5月14日に対象となる指定を受けております。附則第7条の3の2の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定ですが、第1項につきましては、10月に予定されています消費税の引き上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間、税率10%が適用される住宅取得等について住宅借入金等特別税額控除の控除期間を3年延長し、13年間とする規定です。第2項につきましては、住宅借入金等特別税額控除は、年末調整を除き、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除の記載があるものについて適用としていましたが、今回の改正により、要件を不要とし規定を削除するものです。第3項につきましては、項を繰り上げ、第2項とし、字句を改正するものです。適用年月日は、公布の日から施行し、平成31年4月1日より適用します。

2ページをご覧ください。

附則第7条の4の改正は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定ですが、地方税法改正に伴う規定の整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用します。

附則第9条及び附則第9条の2の改正は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の規定ですが、申告特例の寄附金、ワンストップ特例を特例控除対象寄附金とする規定の整備となります。見出し及び第1項から第3項におきましては、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用します。

続きまして、3ページ、4ページをご覧ください。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、わがまち特例の改正となります。地方税法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものです。適用年月日は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

5ページをご覧ください。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、第6項につきましては、新しく新設する項で、河川法に規定する高規格堤防、幅の広い緩傾斜の堤防の整備に伴う代替住宅により、移転保証を受けた者が当該地に住宅を取得する場合に係る固定資産税の減額措置となり、住宅の居住部分については3分の2、非居住部分及び住宅以外の家屋については3分の1を最初の5年間減額するものです。第7項以降につきましては、第6項、新設に伴う項の繰り下げと、引用条項について字句を改正するものです。適用年月日は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

6ページをご覧ください。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の規定ですが、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第1項では、重課を令和元年度に限ったものとするものです。

7ページをご覧ください。

第2項から第4項は、グリーン化特例（軽課）の平成29年度分の規定を削除するものです。第2項から、8ページ、第4項につきましては、項削除に伴う繰り上げを行い、項改正に伴う規定の整備を行うものです。

8ページをご覧ください。

附則第16条の2。第1項の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定で、引用条項削除に伴う字句の改正となっています。適用年月日は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

9ページをご覧ください。

第2条による改正。第36条の2。第7項の改正は、町民税の申告の規定ですが、新しく項を新設するもので、給与等年末調整の適用を受けた者のする、確定申告の所得控除額が年末調整と同じ場合、控除等の記載事項を簡素化するもので、住民税申告におきましても合計額の記載とするものです。第8項から第10項につきましては、7項新設に伴う項の繰り下げとなります。施行日は、令和2年1月1日となります。第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定ですが、給与所得者の扶養親族等申告書に単身児童扶養者、ひとり親に該当する旨の記載事項

追加に関する規定の整備となります。単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父、母のうち、現に婚姻をしていない者、又は、配偶者の生死が明らかでない者を言い、第1項は、字句の改正。第3号につきましては、記載事項として、単身児童扶養者に該当する旨の記載が新設となっています。第4号につきましては、第3号の新設に伴う号の繰り下げとなります。施行日は、令和2年1月1日となります。

10ページをご覧ください。

第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定ですが、第1項は、公的年金の受給者で単身児童扶養者、ひとり親に該当する場合の申告書の記載事項の追加に関する規定の整備となります。第1項、第3号につきましては、記載事項が新設となっています。第4号につきましては、第3号（新設）に伴う号の繰り下げ。第2項、第4項につきましては、項改正に伴う引用条項の改正となります。施行日は、令和2年1月1日となります。

11ページをご覧ください。

第36条の4の改正は、町民税に係る不申告に関する過料の規定ですが、第36条の2の改正規定に伴う字句の改正となります。施行日は、令和2年1月1日となります。附則第15条の2。軽自動車税の環境性能割の非課税及び附則第15条の6。第3項、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定は、平成28年度地方税法改正により制定された規定で、本年度消費税引き上げに伴う軽自動車取得の際の環境性能割の負担を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に限り、下段、表のとおり、環境性能割の税率をそれぞれ1%引き下げる臨時的軽減の規定の新設となります。施行日は、令和元年10月1日となります。

12ページをご覧ください。

附則第15条の2の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定ですが、附則第15条の2新設に伴う規定の繰り下げとなります。第2項から第4項につきましては、新設項となり、第2項は環境性能割の基準を国土交通省の認定に基づき判断する旨の規定となります。第3項につきましては、賦課徴収を北海道が行うに際し、環境性能割額の不足や偽りにより、国土交通大臣の認定を受けたことを事由とし、認定を取り消した場合の不足額に係る徴収の規定となります。また、第4項の規定は、第3項の不足額が生じた場合の加算金の規定となります。施行日は、令和元年10月1日となります。

13ページをご覧ください。

附則第15条の2の3の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の規定で、日本赤十字社が所有する軽自動車等の非課税の規定については、道が定める規定に相当するものとし、町長が定める規定を新設したものです。第2項につきましては、環境性能割は、北海道が徴収するにあたり、日本赤十字社の軽自動車等の非課税については、北海道の例による旨の規定の整備となります。附則第15条の3の改正は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定で、北海道の減免規定による旨の規定の整備となります。施行日は、令和元年10月1日となります。

14ページをご覧ください。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定ですが、重課の規定を整備し、第2項から、次ページ、第4項では、令和2年度、令和3年度のグリーン化特例、軽課の規定を2年間

延長する規定の新設となります。施行日は、令和元年10月1日となります。

15ページをご覧ください。

附則第16条の2の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定で、第1項は、種別割の賦課徴収に関し、前条のグリーン化特例の軽自動車に該当するかどうかの判断をする時は、国土交通大臣の認定に基づき判断する旨の規定の新設です。第2項は、種別割の額に不足が生じ、又は、偽りなどにより不正に国土交通大臣の認定を受けたことを事由とし、認定を取り消された場合の不足額に係る徴収の規定となります。また、第3項の規定は、第2項の不足が生じた場合の加算金の規定となります。施行日は、令和元年10月1日となります。

16ページをご覧ください。

第3条による改正。第24条第1項の改正は、個人の町民税の非課税の範囲の規定で、単身児童扶養者、ひとり親の個人町民税非課税の規定となります。前年の合計所得が135万円以下の障がい者、未成年、寡婦、又は、寡夫の非課税の規定に、単身児童扶養者、ひとり親を対象として加える規定となります。施行日は、令和3年1月1日となります。附則第16条。軽自動車税の種別割の税率の特例の規定ですが、グリーン化特例を電気自動車等に限定する改正で、第1項については、規定の整備による字句の改正。第5項については、令和4年度、令和5年度におけるグリーン化特例を電気自動車等に限る規定の新設となります。附則第16条の2の改正につきましては、前条第5項、新設に伴う規定の整備となります。施行日は、令和3年4月1日となります。

17ページをご覧ください。

第4条による改正は、平成28年度地方税法改正に伴う、改正税条例の一部を改正するものです。第2条。附則第15条の6の規定は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定で、第2項については、字句の追加を行うものです。附則第16条の規定は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、地方税法改正に伴い字句を改正するものです。施行日は、令和元年10月1日となります。

18ページをご覧ください。

第5条による改正は、平成30年度地方税法改正に伴う、改正条例の一部を改正するものです。第48条第1項及び第3項、10項、12項の改正は、法人町民税の申告納付の規定で、地方税法改正に伴い、引用条項等の改正をするもので、第3項につきましては、3項を8項とし5項を追加するもので、次のとおりとなります。第13項の規定は、項の新設で、特定法人、大法人の法人町民税に係る電子申告の義務化に伴い、電気回線の故障、災害その他の理由により、電子申告を使用することが困難であると認められた場合において、電子申告を使用せず申告書を提出することができる規定となります。

19ページをお開きください。

第14項から第17項につきましては、電子申告を使用することが困難でなくなった場合の手続き等の規定となります。附則（施行期日）及び町民税に関する経過措置につきましては、字句を改正するものです。施行日は、令和2年4月1日となります。

以上で、今回の地方税法改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わりますが、議案第24号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましても、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

議案を5ページめくっていただき左側のページになります。

附 則

第1条 施行期日ですが、資料にて説明済みですので説明を省略いたします。

右側のページ、第2条は、町民税に関する経過措置となります。

次のページをお開きください。

中段、第3条は、町民税の申告に関する経過措置となります。

下段、第4条は、単身児童扶養者における非課税措置について、令和2年度までは従前の例による旨の経過措置となります。

次のページ、第5条は、固定資産税に関する経過措置について、平成30年度分までは従前の例による規定としています。第6条は、軽自動車税に関する経過措置について、平成30年度までは従前の例による規定となります。第7条は、軽自動車税、環境性能割に関する部分は、令和2年度以降に適用となる規定となります。第8条は、軽自動車税の種別割について、令和2年度分までの軽自動車種別割については、従前の例による規定となります。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

〈議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険税の状況につきましてご説明をいたします。議案第25号説明資料の1ページ、令和元年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。

表の中央、本年度の国民健康保険税課税対象総所得金額の合計は、昨年に比べ約3,531万円増の11億8,227万円となっております。所得階層別では、昨年同様の世帯割合となっており、世帯数合計では昨年より4世帯、被保険者数につきましては、16人減っております。所得別で見ますと、1,000万円以上の世帯数は昨年と変わりませんが、所得は1億800万円ほど増額となっております。所得700万円から1,000万円未満の方は、下の階層に移ったため減額となり、差し引き3,500万円ほどの増額となりました。右側の欄、世帯割合では、国民健康保険加入者の多くが低所得者層であることが分かります。

下段になります軽減世帯情報ですが、今回の税制改正で5割、2割軽減の拡充が図られますが、移動等により軽減世帯数及び被保険者数は減少した状況となっております。

以上が、所得の状況、軽減の状況となります。国保運営は都道府県単位での運営となり2年目を迎えました。国の財政支援と財政運営の責任主体を都道府県とすることで制度の安定した運営を目指していますが、全道的に国保加入者の減少や医療費全体が増加しています。今後、基準について北海道内で統一を図るため、納付金の基準の平準化や全道統一した保険料の算定に向け、段階的な見直しの

検討を進めているところです。国民健康保険税につきましては、平成29年度に都道府県単位化による保険税の負担の上昇を見込み、弾力的な運営のため税率を引き上げました。平成30年度におきましては、単位化に伴い道から標準保険料係数が示され、係数をもとに試算しておりますが、国費等の交付金の投入により、試算の結果、税率を下げることにいたしました。本年度におきましては、北海道から示される係数等をもとに試算を行い、30年度の収支を精査した結果、繰越金等の剰余金も増えたことから、税率につきましては据置き、平成30年度同様の保険税率で徴収することといたしました。

説明資料、3ページをご覧ください。A3横の所得階層別国民健康保険税額試算表となります。

税額の変更はございませんが、今回、法改正に伴い、課税限度額を引き上げる改正がございますので、一番下、限度額世帯で3万円が増額となっております。現在、公費投入等で保険税は圧縮されておりますが、次年度以降、激変緩和措置の段階的縮小等も予定されており、また、納付金の基準の平準化、保険料率の統一化も検討されていることから、保険税率は段階的に引き上がってくることも予想されますが、反面、医療費を下げる取り組みを行うことで、市町村個別に配分される交付金がより多く配分される制度となっていることから、医療費削減の取り組みに加入者含め努めてまいりたいと思います。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明しますので、議案第25号説明資料の2ページ、令和元年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。

初めに、改正項目の1、課税限度額の改正です。平成31年度税制改正により、国保税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充、課税限度額の引き上げが盛り込まれました。そのことから、本町においても改正を行うものです。改正内容の1、課税限度額の引き上げの表、区分の欄をご覧ください。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分の3つの内訳でご負担いただいておりますが、条例第2条第2項に規定する基礎課税分、医療費に対応する部分を課税限度額、現行58万円から61万円に3万円引き上げをします。後期高齢者支援金、介護納付金分につきましては、今回、変更はございません。

続きまして、改正項目の2は、減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減を拡充するものです。改正内容の2、低所得者に対する軽減措置の拡充をご覧ください。①5割軽減の拡充。条例第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乗すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に改正。②2割軽減の拡充。条例第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乗すべき金額を「50万円」から「51万円」に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては、現行どおり変更はございません。

以上、2点が地方税法施行令等の改正によるものでございます。

なお、別紙の議案第25号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第2条 改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

〈議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第26号についてご説明いたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号保険料軽減強化に関する介護保険法の改正が行われ、消費税による公費を投入して保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年度から一部実施を行ってきたところです。消費税率10%への実施が完全に行われた場合の軽減強化については、介護保険事業計画策定時にご説明しておりますが、この内容は財源が1年度分、満年度化した時点における間という考え方から、令和元年度の保険料軽減強化については、10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当てであることを反映し、令和2年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に設定することとされました。置戸町介護保険条例の一部をそれに伴い改正するものです。

別紙の議案第26号説明資料、A4横版の資料になります。

低所得者軽減実施に伴う保険料額の改正見込みをご覧ください。

置戸町における平成30年度から令和2年度までの介護保険料につきましては、9段階の区分に設定しているところですが、この資料では今回改正する1段階から3段階までを記載してございます。一番下段は、基準額である5段階を記載しております。1段階から第3段階の保険料単価につきましては、被保険者の属する世帯が非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方が第1段階。80万円を超え、120万円以下の方が第2段階、120万円を超える方が第3段階となっております。令和2年度については、年度を通し、消費税10%となることを想定した額を保険料額と想定しております。令和元年度につきましては、その半分の率を乗じることとなります。表、令和元年度の欄中、網掛け部分、上段が軽減後の保険料額となり、第1段階が2万1,420円。第2段階が2万8,350円。第3段階が3万6,540円に改正するものです。

本議案にお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいまご説明いたしました、第1段階から第3段階までの保険料額の改正の内容となります。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の置戸町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

なお、議案第26号説明資料として、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表についても添付しておりますので、後程ご参照ください。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

〈議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第27号について説明いたします。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正により関連する箇所を改正するものです。放課後児童支援員につきましては、保育士の資格を有するものなど、基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならないとされておりましたが、当該研修については、研修需要に適切に対応するために、いわゆる政令指定都市においてもこれを行えるようにすべきとの地方提案がなされてきたところです。今回、基準省令の改正が行われたことに伴い、本条例についても追加をするものです。

第10条第3項第1号中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案第27号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので、後程ご参照ください。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

〈議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 議案第28号についてご説明をいたします。

議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度の置戸町一般会計予算全体における元号の表示については、「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,798万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,498万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩	10時37分
再開	10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）〉

○岩藤議長 議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）。

10ページ、11ページ。

3. 歳出。6款農林水産業費、1項農業費。負担金補助及び交付金。

産業振興課長。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第29号についてご説明をいたします。

令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度の置戸町介護保険事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,648万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第30号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について説明いたします。

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び要旨につきましては、平成31年3月31日をもって、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、並びに、池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、別表第1及び別表第2より削除する必要があるためでございます。

別表第1空知総合振興局(33)の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局(24)の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

説明資料といたしまして、別冊、議案第30号説明資料、北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表は、後程ご覧いただきたいと思っております。

附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

〈議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び要旨につきましては、平成30年3月31日をもって、十勝環境複合事務組合が同じく、平成31年3月31日をもって、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、北空知葬斎組合が解散したことに伴いまして、別表第1より削除する必要があるためでございます。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」、「北空知葬斎組合」を削る。

説明資料といたしまして、別冊、議案第31号説明資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更新旧対照表は、後程ご覧いただきたいと思っております。

附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。
総務課長。

○深川総務課長 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について説明いたします。
北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び要旨につきましては、平成31年3月31日をもって、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、別表より削除する必要が生じたためでございます。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

説明資料といたしまして、別冊、議案第32号説明資料、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表は、後程ご覧いただきたいと思っております。

附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

〈議案第33号 財産の取得について〉

○岩藤議長 次に、議案第33号 財産の取得について。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第33号 財産の取得についてご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記

- 1 品名 置戸町福祉バス(41人乗バス) (日野2DG-RR2AJDV-EMUAAQ)
- 2 数量 1台
- 3 契約方法 見積合わせによります、随意契約であります。
- 4 契約金額 金2,403万557円
- 5 契約の相手方 北見市中央三輪4丁目523番地1

東北海道日野自動車株式会社北見支店 支店長 中島裕司

参考までに、見積合わせ結果についてお知らせいたします。見積合わせ執行日は、5月31日で、

見積り業者は、町外2社。見積り回数は1回で決定しております。現在の福祉バスの老朽化に伴い、車両の更新に向け、利用実績の勘案、また、利便性の向上を目指し、現在の大型バス利用から中型バスを導入するもので、納入期限は、令和3年3月31日としております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

〈議案第34号 財産の取得について〉

○岩藤議長 次に、議案第34号 財産の取得について。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第34号 財産の取得について説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記

- 1 品名及び数量 浴槽1台、ストレッチャー2台、担架2台、着衣ベッド2台、スライディングボード（カバー付）2台
- 2 契約方法 見積合わせによります、随意契約であります。
- 3 契約金額 金1,036万8,000円
- 4 契約の相手方 北見市卸町1丁目10番地5
三好メディカル株式会社 代表取締役 中本行洋

参考までに、見積合わせ結果についてお知らせいたします。見積合わせ執行日は、5月31日で、見積り業者は、町外3社。見積り回数は1回で決定しております。現在の特別養護老人ホーム特殊浴槽等は、平成14年12月に購入し使用しておりますが、経年劣化及び交換部品生産終了に伴い更新するもので、納入期限は、令和元年8月30日としております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

〈議案第35号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に、議案第35号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第35号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

記

- 1 目的 境野公民館解体及び外構工事
 - 2 方法 指名競争入札
 - 3 金額 金6,457万円
 - 4 相手方 常呂郡置戸町字置戸22番地の3 北進工業株式会社 代表取締役 鈴木栄樹
- なお、工期につきましては、本年、令和元年10月31日までとしております。入札執行は、5月31日。入札業者は、町内外の5社により実施し、1回で落札となりました。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

〈議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。
まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 議案第36号について説明をいたします。

議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

本文中「、5. 高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進」の(3)計画の表に別紙の事業を追加する。

今回の過疎計画の変更でございますが、財源対策として過疎対策事業債の発行を予定しております事業について、過疎地域自立促進市町村計画、過疎計画への追加が必要になったことから変更を行うものです。北海道との協議を進めておりましたが、6月5日付で事前協議が整いましたので、その内容について議会の承認を求めるものでございます。

追加の内容について説明いたしますので、次のページ、過疎地域自立促進市町村計画(変更)の表をご覧くださいませ。

計画本文の27ページ、19行目の変更になりますが、5. 高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進に関する表で、変更後の欄、事業名に、(4)認定こども園。事業内容に、こどもセンター増築及び改修工事。事業主体に、置戸町の文言を追加いたしました。

続いて、資料の説明をいたしますので、別冊、議案第36号説明資料、過疎地域自立促進市町村計画参考資料(変更)をご覧ください。

この表は、過疎計画の参考資料で、計画本文の事業計画の表に概算事業費と年度区分を加えたものでございます。概算事業費に1億3,207万円。年度区分、令和元年度に707万円。令和2年度に1億2,500万円を追加しております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第22号から議案第36号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第19 同意第3号 置戸町教育委員会教育長の任命について

○岩藤議長 日程第19 同意第3号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
教育長は退席してください。

(教育長 退席)

○岩藤議長 本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第3号は、置戸町教育委員会教育長の任命についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、置戸町教育委員会教育長に、次の者を任命いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

後任の方であります。住所は、常呂郡置戸町字拓殖7番地の16。氏名は、平野毅氏でございます。生年月日は、昭和28年1月29日生まれで、現在、満66歳でございます。

平野毅氏の略歴等について簡単に申し上げたいと存じます。

昭和47年に北海道深川西高等学校を卒業された後、52年に和光大学人文学部文学科を卒業されました。卒業された後、昭和52年の8月に浦臼町教育委員会の社会教育主事として採用されました。1年程だったんですが、その後、置戸町立置戸中学校の教諭として赴任されました。その後、女満別町立の女満別中学校の教諭あるいはサウジアラビア王国ジェッタ日本人学校の教諭を務められた後、平成9年4月に置戸町立置戸中学校に教頭として赴任されました。その後、網走の第一中学校の教頭、そして、校長歴としては、その後、平成15年4月に紋別市立上渚滑中学校、平成18年4月に遠軽町立南中学校、平成21年4月に紋別市立潮見中学校の校長、そして平成23年の4月から置戸町立置戸中学校の校長に赴任されております。平成24年7月に、置戸中学校の校長を退職されております。教員生活34年3ヵ月ほどになるわけでありますが、管理職として15年3ヵ月間、置戸町には、13年3ヵ月間勤務をされております。ご承知のように、置戸町では教員としての9年間、また、教頭で3年間、校長で1年3ヵ月間ということで、本町の教育力の向上に大きなご尽力をいただいたというふうに思っております。中学校の校長として、途中でありましたけれども、平成24年7月26日に、本人の了解を得てですけれども、置戸町教育委員会の教育長を任命いたしました。その後、残任期間あるいは新しい教育長制度がありましたけれども、今日まで、平成31年6月30日に任期を迎えるわけでありますが、引き続き、平成31年7月1日から平成34年6月30日までの3年間という任期になりますが、新制度の下での教育長の再任について、同意についてよろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

教育長の復席を求めます。

(教育長入場、着席)

◎日程第20 報告第5号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第20 報告第5号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 報告第5号について申し上げます。監査委員が平成31年2月28日、3月31日及

び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。
報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時37分

令和元年第4回置戸町議会定例会（第2号）

令和元年6月18日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第13 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第14 議案第33号 財産の取得について
- 日程第15 議案第34号 財産の取得について
- 日程第16 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第18 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書
- 日程第19 意見書案第2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第20 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書
- 日程第21 意見書案第4号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第22 意見書案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書
- 日程第23 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 2 2 号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 3 号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 4 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 5 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 6 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2 7 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2 8 号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 2 9 号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 3 0 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 3 1 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 3 2 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第 3 3 号 財産の取得について
- 日程第 15 議案第 3 4 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 3 6 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 18 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書
- 日程第 19 意見書案第 2 号 2020年度地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 20 意見書案第 3 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書
- 日程第 21 意見書案第 4 号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第 22 意見書案第 5 号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書
- 日程第 23 議員の派遣について

○出席議員（8名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	遠 藤 薫	まちづくり推進室長	坂 森 誠 二
総 務 課 長	深 川 正 美	総 務 課 参 与	福 手 一 久
町 民 生 活 課 長	渡 邊 登 美 子	産 業 振 興 課 長	蓑 島 賢 治
施 設 整 備 課 長	大 戸 基 史	地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長	須 貝 智 晴
総 務 課 総 務 係 長	芳 賀 真 由 美	総 務 課 財 政 係 長	湊 美 保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学 校 教 育 課 長	石 森 実 一
社 会 教 育 課 長	五 十 嵐 勝 昭	森 林 工 芸 館 長	岡 部 信 一
図 書 館 長	五 十 嵐 勝 昭 (兼)		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 蓑 島 賢 治

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代 表 監 査 委 員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 伸 哉	議 事 係 長	今 西 美 紀 子
臨 時 事 務 職 員	中 田 美 紀		

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 澁谷恒壹議員及び6番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・意見書案第1号から第5号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして教育長に質問をいたします。学校生徒の安全対策ということでお願いをいたします。去る5月28日の早朝に神奈川県川崎市の登戸第一公園付近にあるカリタス小学校の専用バス停留所で無差別な通り魔死傷事件が発生いたしました。多くの方々が被害に遭われ、2の方がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに犯人には強い憤りを感じております。また、5月8日には滋賀県大津市において信号待ちをしていた園児の列に車が突っ込み、園児2人が死亡、園児ら14人が怪我をしております。そういう悲惨な事故も起きております。

置戸町でも危険な場所や心配をする通学路が多々あるかと思えますし、今回の事件を受けて文科省や道教委からも通達があったことと思えますが、置戸町教育委員会の対策や対応について教育長にお伺いをいたします。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 議員から質問のありました児童生徒の安全対策についてお答えします。議員からお話があったとおり、川崎市で児童、保護者を狙った無差別殺傷事件、そして大津市での交通事故で園児のかけがえのない、そして愛おしい命が奪われました。今年度に入り、このような悲惨な事件・事故が立て続けに発生しています。酒酔い運転、制限速度40キロメートル、50キロメートルを超える暴走運転、そして高齢者の運転ミス、それらが原因による交通事故が多発しています。

こうした事故・事件が起こるたびに、現在北海道教育委員会の方から教育委員会、そして各学校へ安全対策の徹底を図るようにと通知がなされているところです。安全対策について置戸町の教育委員会では、毎年度小中学校、そして高校と連携して通学路の点検を行い、危険な場所を確認したり、防犯上注意しなければならない箇所の洗い出しを行って、児童生徒への安全指導の徹底を図っているところです。併せて道路管理者や警察などの関係機関と危険箇所の情報共有を行って解消を図っているところです。

学校は豊かな人間性と自ら学び続ける力を育む場所ですが、その前提となるのは子どもたちの安全、そしてかけがえのない命を守ることを何よりも優先しなければならない重大な責任を担っているというふうに感じています。

前から懸案だった学友橋、欄干が低くて子どもたちが落下するのではないかという声を受けて、欄干の高さを以前より高くしていただいたり、議員からもご指摘がありましたが、野球場、テニスコート、神社へ抜ける道、夕方になると暗くてちょっと不安だという声を受けて街灯LED化にして、灯りが遮られないように枝などの伐採をしまいいりました。他にも危険というふうに感じられる場所については関係機関と相談していただいて改善につとめてきたところです。

また、今年度はPTA連合会の協力によって「こども110番の家」も再構築して、見守り体制の強化を図ってきたところです。

さて、今回の事件・事故を受けての対応ですが、すぐに緊急に通学路点検を行うように各学校に指示しました。そして校長会議、教頭会議でその徹底を図りました。今後その結果をもとに関係機関と協議を行って、必要に応じて現地調査を行ったり、助言をいただく予定となっています。

これからも小中学校、高校、そして関係機関と連携を強化し、地域からの情報も注視しながら危険箇所の情報の共有を行って注意喚起や改善に努めて、多様な危機事象に対応できる危機管理の徹底を図ってまいりたいというふうに考えてます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、教育長からるる説明がございましたけれども、対策を講じているというお話でありました。まあ置戸高校の通学路の関係で、当初から距離も確かにありますし、暗くて、心配な部分があるというお話は学校の支援対策会議の中からでも、そういう話もありましたし、また学校の生徒たちからもそういう声を聞いております。

実は今までも、もう何回かこう自分で足で歩いて確認をさせていただいたのですが、まあ昨晚ちょっと8時過ぎぐらいにもう一度置戸高校から博愛寮まで歩いて、往復して現場を確認いたしました。確かにLED化はされております。しかしですね、先程あの枝葉を取り払ったような話がありましたけども、実際にはまだ被ってる部分もありますし、あそこ、道道ということでもありますけども、その部分についてもまだ横断歩道がない部分、あるいは歩道がない部分もあります。そういう部分の安全

対策はこれからも必要と考えておりますし、十二分に分かっていることだとは思いますが、その辺を学校あるいは関係機関ですか、教育委員会だけではなくてね、他の担当の部署とも相談してやっていただきたいというふうに考えておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 本町で児童生徒の安全や命を脅かす事件が現在のところ発生していないのは、地域の見守る力が大きいところかなというふうに強く感じています。

議員からも生徒指導上であったり、スクールバスの乗車、それから施設面での指摘があって、早く対応できていることに感謝しているところですが、なかなか教育委員会、各学校ですべての情報を得るといことは難しく、地域の方々から情報をいただくというのはとても大きな部分を占めているかなというふうに思っています。登下校、そして不審者の情報提供、そういった対応での地域の方々の見守りが安全対策上とても重要ですし、そういうところが今後その犯罪や事故の抑止力にもなるというふうに考えていますので、今後ともに地域としっかり連携していく必要があるのかなというふうに強く感じているところですし、あの対策も行っていきたいというふうに思っています。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ、置戸高校に限らずですね、小学校、中学校もそういう形でこれからも危険な箇所を少しでも減らしていくような対策をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、まあ小学校が統合されてもう今年で10年でありますけれども、まだ勝山、秋田、境野の小学校の旧小学校跡地についてはスクールゾーンの看板あるいは横断歩道がそのままになっているような状況でもあります。小学校があった証なのか、これからもその遺跡のような形で残しておくのかということもありますけれども、まあできればですね、そういう辺についても別の担当の課とも相談しながら、必要なものは遺す、要らないものは排除するという形でね、進めていかないと駄目かなと感じております。

というのは、置戸の中にも信号機がたくさんありますけれども、自分もそうですけれども、ほとんど境野小学校の付近にある信号機とかも、使われていない状況にありますよね。そうなりますと、信号機というのは変わらないのかなという錯覚に落ちます。昔、ふるさと銀河線があった時に、それは13年前に廃止になりましたけれども、置戸町にあっては、その踏切でさえが、もう停まらなくてもいいんだという感覚になってね、他の町に行った時には、その踏切をね、下手をすると停まらないで行ってしまったケースもあるという話も聞いてますのでね、必要に応じてと言いますか、置戸でもそういうことがないようにですね、信号機なんかは教育委員会の管轄ではありませんけれども、いろんな関係機関が連携してね、そういう問題を解決してですね、本当に必要なのか、要らないのか、まあ簡単な話ではないとは思いますが、そういうことも取り組んでいただきたいと思っておりますので、教育長、何かあればもう一つお答えをいただきたいと思っておりますけれども。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 スクールゾーンは通学生のために、学校から500メートル圏内で安全対策のために設定されているものです。それで旧勝山小学校、それから旧境野小学校、旧秋田小学校のところに依然としてスクールゾーンがありますが、廃校とともにその役割を果たしているというふうに考えてます。それで議員から指摘がありましたので、そのスクールゾーンについては撤去する予定とな

っています。

あとですね、大人の手で改善していくというのは非常に重要なことなんです、それと同時に改善が難しいところもありますし、安全と思われているようなところでも事故は起きている現況ですので、命を守るのは自分で、やっぱり自分自身がこう危険を回避しなければならないということを考えると、どんぐりですと園外活動、それから小学校ですと校外活動で、ここは危険な場所なんだよって、そしてこういうところではこういうふうにして道路を渡らなければだめだよというふうに、やはり安全指導をしっかりとやっていかないとだめかなというふうに考えてます。それで、その点については再度学校の方に安全指導を実際にその校外指導の中でやっていただくような方向で徹底を図っていきいたいなというふうにも考えています。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 安全指導を徹底していくということでありましたけれども、3年前になりますか、トンネルの中で交通事故がありました。まあ、死亡事故ゼロが途絶えたということの残念さより、町内の方が亡くなったという、そういう悲しさの方が強かったわけでありまして、その時もですね、スクールバスが確かトンネルの中でその車と接触をしております。まあ、直接的な事故の原因ではなかったと思いますけれども、その時たまたま、3年前の3月16日、この3月の定例議会が終わったあと、自分もスクールバスの後ろについて置戸の入りの信号機のところにおりました。私は秋田へ向かって帰る途中、そのスクールバスはトンネルへ向かったという、そういう状況でその事故は発生をいたしました。また、そのあとですけれども、旧境野小学校の方で、道路が雨が降ったあとに凍結をして、日陰の部分がつつる状態、どのような車でも停まれないという場面でも、スクールバスがそこを通過した経過があるということも聞いております。

また、今教育長の方からありましたけれども、どんぐりの園児さんたち、これも所管が違うといえどそうなるかもしれませんけれども、今回あの学校生徒、あるいは子どもたちということでちょっと話をしたいと思いますけれども、小さな子どもたち役場前の横断歩道を慎重に先生たちがあの横断歩道を渡るようなことをしている状況を見ております。本当に皆さんで見守って安全に渡れるようということで、本当に慎重に慎重にやっております。本当にあの指導されている先生方の姿には頭が下がりますけれども、そういう皆さんの思いと言いますか、もちろん学校生徒の安全対策でありますけれども、それが置戸町の安全、それは町民のみなさんの安全にも繋がると思うんですよ。だから先程言ったようにトンネルの事故であったり、それこそ旧境野小学校の日陰の部分での滑った部分、それは役場あるいは道路の関係者あるいは個人の所有の山を切って、木を切っていただいてある程度は改善をされておりますけどね。まだ一部町有の部分での木も切り終わっていないとか、切り足りないぞという話も地域からも聞こえております。そういうものはやっぱり景観も大事ではありますが、まず安全対策がね、優先されるべきではないかというふうに考えておりますけれども、全体でもう一度教育長の答弁をいただきたいと思っております。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 私もトンネル事故の時に、小中学校の保護者でしたので飛んで行きました。子どもにとってね、危険な場所はやっぱり、同時に大人にとっても危険な場所で、子どもたちのためにという、そういう視点には留まらず、やはり高齢者であったり、置戸町に住むすべての人の視点に立

って、やっぱり危険な場所はきちんと確認して、その改善にあたらなければならないなというふうに考えてます。その上での指導、注意喚起、そして環境改善が何よりも必要だというふうに考えているところです。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わりたいと思いますけれども、これからも安全対策は十分にも配慮していただきたいと思います。昨日の議会であのまた3年間教育長の任期が延びたということで、これからも十分置戸町を愛していただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。以上で終わります。

○岩藤議長 次に4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは町長に通告しておりました置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

この創生総合戦略は人口減少の克服と地域の持続可能な社会をめざし、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画を対象期間として作成されました。また、同時に国立社会保障人口問題研究所の人口推計の基礎数値を用いて置戸町の25年後の2040年を目標年次と定め、置戸町の将来人口を2,300人と推計し、置戸町人口ビジョンも合わせて作成したところでございます。

この創生総合戦略の背景には2014年5月に日本創成会議において25年後の2040年には若年女性の減少により、全国の1,700を超える市町村のうち、896の市町村が消滅する可能性が高いと警鐘を鳴らしたのが議論の始まりであると認識しております。

この衝撃的な増田レポートは日本中を震撼させ、国、都道府県、市町村も地方創生のかけ声の元に一斉に人口減少への対策を最重要課題として取り上げたのが、まち・ひと・しごと創生総合戦略であると認識しております。

本町におきましても、第5次置戸町総合計画の後期計画と年次が被ることにより、後期計画との整合性、枠組みに沿い計画が策定されました。計画策定に当たっては幅広く各界各層からの意見を聴取するため、産・官・学・金・労・言など、町内各界の代表者からなる有識者会議を開催し、意見をまとめ、置戸町の総合戦略が作られたところであります。ついては平成31年度はこの計画の最終年となりますが、KPI、重要業績評価指標に基づく進捗管理も含め、以下3点について町長に伺います。

まず1点目は、基本目標を4つの分野に分け、119項目に分類し、施策の推進を図りましたが、その成果と課題についてはどのように検証しているのか伺います。

2点目は2040年の目標年次の人口推計と現時点での実態に照らし、どう認識してるか伺います。

3点目は、すでに政府は第2期計画2020年から2024年の5年計画ですが、第2期計画としてすでに有識者会議で基本方針を示し、今月中に閣議決定の運びとなっておりますが、町として今後の取り組み、あるいはこの取り組みの考え方について、どう考えているかを伺います。

以上この3点について町長に伺います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてというご質問であります。議員の方からご紹介がありましたように、現在のこの戦略については最終年を迎えているわけです。

そこで初めにその成果と課題ということでありまして、本町では平成28年の3月に置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。4つの政策分野、そしてその分野ごとに基本目標を立てまして、119の事業に取り組んでまいりました。その事業推進にあたっては議員の方からもご紹介がありましたように、現在の第5次の置戸町総合計画の後期計画と時期が一緒になっていると言いましょか、重なる5年間の計画でもありまして、早急に取り組むべき事業を優先して実施してきたわけでありまして、二つの計画ともに最終年を迎えているわけでありまして、現在この事業成果の検証と課題整理を行っておりますが、掲げた事業の多くについて率直に申し上げまして手がけることができたというふうに思っております。

いくつかご紹介したいと思っておりますが、例えば観光資源の充実ということでは、勝山温泉ゆうゆうが平成29年4月にリニューアルオープンいたしました。一般社団法人の経営のもと、多くの方々に利用していただきまして、改修することが良かったなというふうに思っておりますし、また改修の内容についてもこの地域にあった改修の仕方であったらというふうに思っておりますし、利用してくれている方々のそうしたご意見にも呼応するような形で改修できたと、そのように思っております。

また、置戸の魅力の発信では現在PRポスターを作っているわけでありまして、新規の製作であります。これを進めているわけでありまして、本年度の完成を目指しているところであります。

また、公共交通機関の整備では地域巡回バスが平成30年4月から新規運行を開始しておりますし、コミュニティ環境の充実ではご承知のように境野公民館の移転改築が本年3月に完成をいたしました。この後、周囲の整備だとか、それから旧境野公民館の解体だとか、そういう作業は残っていますけれども、新しい施設での運行と言いましょか、動きが今なされているという状況であります。しかし、そうは言っても、一方では財源などを含めまして実施できなかった事業もありますので、今後内容を精査しながら改めて計画をし、実施をしていきたいと、そのように考えております。

次に人口ビジョンの推計と実態ということでありまして、置戸町の人口ビジョンでは、令和22年、2040年になるわけでありまして、この2040年の人口目標を2,300人と設定をいたしました。その中で令和2年、来年になります。2020年の人口を2,905人ということで推計をしておりましたが、これについては残念ながら現在、直近の人口5月末の人口であります。2,872人と、すでに33人、推計人口を下回っているという状況であります。

しかしながら、0歳から14歳までの年少人口を265人としておりますが、現時点で284人と19人上回っております。これまでの乳幼児やあるいは子育て支援策が実を結んで来たものではなかろうかというふうにも思っているところであります。今後も定住促進施策の展開、あるいは産業振興による雇用拡大、子育て環境の整備などにも力を入れながら、これからの置戸町を担う世代が安心して住み続けられるような魅力のあるまちづくりに精進をしていきたいと、そのように進めていきたいと、このように考えているところであります。

3点目の第2期ってことになりましょか、2020年から2024年のこの5年間の取り組みということでありまして、国の第2期総合戦略については議員の方からもご紹介がありましたけれども、5月31日に有識者会議の中間のとりまとめが報告書として出され、また6月11日に、まち・ひと・しごと・創生会議が首相官邸で開かれております。報道によりますと、その内容であります。都市住民が地域と継続的に関わる関係人口と、こう呼んでいるわけでありまして、この関係人口の拡大、

また、この関係人口の拡大や車の自動運転、あるいはドローンによる配送など、この先端技術を活用した地域づくりを進めていくと、これが今国で言っている4本の基本目標、さらには6本の重点施策が推進の柱として言われているわけであります。これらの方針案については、今月の21日に閣議決定をされまして、年内に新しい戦略を策定する予定という報道がなされているところであります。

一方、市町村に対しては、この国のビジョンあるいは総合戦略を踏まえて、切れ目ない改定をするように求められておりますので、引き続き第2期の地方版総合戦略を策定するように努めてまいりたいと思います。現在計画の開始時期を同じくいたします第6次の置戸町総合計画を現在策定中であります。まさに総合戦略とは密接に関連しますので、今後の策定における議論のなかから地域総合戦略の方向性というものを定めていきたいと、そのように考えております。

今後段の方で申し上げましたけれども、いずれにいたしましても第6次の置戸町総合計画と、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の時期が一致しております。もちろん置戸町的には第6次の総合計画が最優先するわけでありますが、しかし、一方では国が5年前に示された、まち・ひと・しごとの内容、そしてそれに続いての第2弾、これが一定程度考え方、また方向性というのが明らかになってきますので、それらとの整合性をとりながら計画を練り上げていきたいと、そのように考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今町長の方から、成果としては、ある程度、特にハード面についてですね、一定程度の成果があった。しかし、財源には課題を残してるといふことの答弁でありました。そして、第2期計画については第6次の置戸町総合計画と年次が重なりますので、その中で十分国の方針を見ながら方向を定めていきたいという、そういう意見があつた町長の方から回答があつたんですが、1点と言いますか、人口問題に限って若干私の方から提起と言いますか、考え方を示してですね、ぜひ今後のですね、まちづくりに活かしていただければなと思ひまして、若干人口問題について再質問させていただきます。

人口減少問題は町の将来を展望する上で最重要課題であり、喫緊の課題であると思ひつています。今年4月に行われた町議会議員選挙におきましても、人口減少問題を提起した議員は少なくありません。先程町長から示されたとおり、この置戸町人口ビジョン作成時の人口3,089人から、来年ですね、2020年になりますけれども、2,905人を推計目標としていたわけですが、現在では2,872人ということで、若干推計よりもこの人口減少が加速してゐるのではないかと、そう思われます。

人口減少の要因としては自然減、社会減、それぞれあるわけですが、そこで推進対策としては、先程も町長の方からも一部回答がありましたけれども、まずは社会増を図るため定住施策の展開と産業振興による雇用の拡大、それと子育て環境の整備によるまちづくりの積極的な推進、これが大きな柱になるのではないかと思ひつています。また、政府の第2期の基本方針では東京圏の一局集中是正を最重要課題として位置付けております。すなわち、Uターン、Jターン、Iターンを積極的に進め、地方への人の流れをつくる、これが政府の2期計画の大きな重点項目になるのではないかとこのように私は認識しております。

一方では道内の自治体の中にもですね、体験移住施策でですね、一定程度の定住の成果をあげていふところがあります。紹介しますと、上士幌町や東川町、あるいは浦河町などがその成果をあげてい

る自治体であります。

たまたま、これは新聞の報道によりますけれども、これを紹介してですね、一つのヒントにしていただけばなあと思って私の方で今回紹介いたしますけど、日高管内浦河町は06年から、いわゆる2006年から事業を始め、町の補助金を利用してリフォームした空き家を体験住宅として一定期間活用をするなどしたと。現在はこの空き家15棟を提供して、夏場は抽選になるほど人気があると。これまでに移住体験した人は413組のうち、413組が移住体験し、そのうち26組、54人が実際浦河町に移住したと、定住したということですね。そういったことが新聞の報道で紹介されました。

それで、そのことによってですね、いろいろヒントもあると思うんですが、私は次の2点についてですね、再度私の意見として提起したいと思いますが、1点目は視点を変えてですね、都市部のシニア層ですね、ある程度年齢の高い方。その層を対象に積極的な移住体験事業の展開を図ってはどうかということでもあります。

かつては置戸町では30年程になると思いますけども、若い女性を対象にした地遊人事業、あるいは山村留学事業をそれぞれ各地区の小学校に子どもさんたちを迎え入れた。そういうことで、まあ一定の成果はあったとっております。しかし、この事業も最近では応募者がいなくなったと、それで事業の継続を諦めたわけでございますけれども。まあ、一定程度のニーズに合わなくなったのではないかとこのように私は理解していますけども、言わばこれからはですね、このシニア層を対象にした移住体験事業をですね、ぜひ展開を進めてはどうか。国の2期計画の中では、なんとしても東京の一極集中、人口の集中をですね、それを避けたい。これを解消したい。おそらく2期計画の最終年にはその入る人と出て行く人と、イーブンの形にしたい。まあ、ゼロゼロですね。今は2017年ではおおよそ1年間で12万人の人が東京圏に入ってきていると。もちろん出ている人もいるんですけども、おおよそ12万人の人が増えてると、そういった状況であります。そのことを何とか解消したいというのが国の大きな方針になっております。

まあ、そんなことでですね、ぜひオホーツク町村会と東京都江東区がですね、地域の連携協定を結んで3年を経過するわけですが、ぜひその受け皿と言いますか、パートナーとして、江東区がオホーツク管内町村会との連携を結んでおりますので、そういったことを含めてですね、まあ糸口と言いますか、まあ切り口にしてですね、なんとかですね、東京圏からの移住者を迎え入れる。そういった施策を考えてはどうかということが、一つの私の提案でございます。

それと2点目は、なんと言っても子どもを産み育て、そして育てる環境の充実を図ることが第一だと思っております。このことによってですね、実質的には成果も上がっているということが町長の方からも紹介をいただきましたが、やはり出産あるいは子育てに関する経済的な負担はですね、少なくはないと思っております。そして子どもが2子3子と生まれることによって負担が増えるわけありますから、ぜひこのことについてはですね、まあ10月からは保育料の一部無償化ということが国の方で実施されるようでありますけど、そういうことも含めてですね、父兄負担の軽減に向けて目を向けてもらいたい。もちろん合わせてですね、小学校、中学校の義務教育機関の負担軽減ですね、これについては当然給食費だとか、修学旅行費だとか、教材費などがかかるわけですけども、これらに目を向けてですね、若い人が置戸町に住んで本当に子育てをしてですね、まあいい町だと、そういったですね、まあ児童福祉へのまちづくり、それへの展開をですね、ぜひこの2点について取り組み

を、2期目の取り組みとして、まあ重点化して、絞っていただければどうかと思っておりますが、これらについての町長の考え方を伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 人口増に向けてのいろいろご提案、ご意見等いただきました。お礼を申し上げます。ただ、総合計画の策定もそうですし、このまち・ひと・しごとの創生総合戦略の第2弾も、今国の方では先程もちょっと申し上げましたけれども、四つの基本目標を立てておりますが、その四つの基本目標の中でも、特に都市と地方についての重要視と言いましょか、地方になんとか仕事を作って安心して働けるようなことを国としても考えるということでもありますし、また、地方への新しい人の流れを作っていくんだということがこの基本方針の四つの中での二つがそういうことです。

国もやっと、やっとと言った方がいいんでしょうけれども、やっとこの人口減少の問題に、また人口減少によっての地方の苦悩と言いましょか、そういうことを国としても真剣に考えていただけるような、今状況にきたのかなというふうに思います。それだけに、今国でこの第2期のこのまち・ひと・しごとの総合戦略について、まあ地方にいる者としての期待感もちろんありますし、国にもそうした地方の期待に添えるような政策を一つでも二つでも打ち出してほしいなというのが率直に言って私の思いです。

今、総合計画と合わせて、この第2期の置戸のまち・ひと・しごと、この計画を立てなければならぬというふうに思っておりますが、その計画の立て方として多くの人たちにご意見伺わなければならぬというふうに思っております。それは置戸の経済のみならず、いろんな団体の各層、そうした人たちからの意見を十分聞いて、この計画に活かしていきたいというふうに思っております。

議員の方から負担軽減の政策をとということでもありますけれども、もちろん子どもも1人成人まで育てるとするのは、この教育のことも含めてであります。大変なお金がかかるというのは私も十分承知しているつもりです。しかし、町の台所も一定程度制限もありますし、思いはあってもなかなか踏み切れないということが率直に言っております。しかし、いろんな形で先程も少し申し上げましたけれども、まあ子育て環境を良くするために町としての投資はかなりやってきたという思いがあります。しかし、今人口と、直接人口減の問題と直接的に照らし合わせた時にいろんなやり方ありますけれども、議員から言われたことも一つの考え方、また十分検討に値する内容でもあるというふうには思いますけれども、これらも関係する人たち、また子育てを今一生懸命やらなければならない世代の人たち、それからこれからそうした立場になってくる人たち、そうした人たちのご意見も十分聞いていかなければならない。そして聞いていく中でのこの計画を、この置戸町の10年の計画にきちっと活かしていく、位置づけしていく、その必要性があるだろうというふうに思います。

まあ、そうは言っても何回も申し上げますけれども、まあ町の台所もそればかりでなんとなかという問題でもありませんし、今置戸の人口のこの2,872人のこの内容と言いましょか、昔って言いましょか、置戸で生まれ、置戸で育ってきた人たちが、今住んでいる置戸に住所を持って住んでいる人たちばかりじゃなくて、ずいぶん入れ替わりがあります。入れ替わりがあるということはどういうふうに捉えるかっていうことにもなるんだらうと思います。そんなことを含めて、決して先程来蒲河だとかいろんな人口増になってるんでしょうか、ちょっとわかりませんが、そう

したところのご紹介もありましたけれども、置戸でやってるそうした政策がいろんな形で、人口そのものは絶対数では少し減ってるんだけれども、一定程度の歯止めがかかってきているということも事実でありますし、そのことをこれからどう検証をし、次の段階にそれを活かしていくのか、また変えるところは変えなければなりませんし、そうした議論がこの計画を策定するにあたっての検討材料になってくるんだらうというふうに思います。

いずれにいたしましても、この置戸における経済の活性化、そしてその経済が地域に与える、なんて言いましょうか、潤いももちろんそうですし、元気もそうですけれども、やはり置戸全体が活性化するためには、やはり人口の問題は欠かせない大きな要素でありますから、この第6次の総合計画、そしてまち・ひと・しごとの計画等策定にあたって十分関係者と、また各界各層の人たちと十分協議をして、より良いものに作り上げていきたいと、そのように考えます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問〕 まあ、今第6次計画が絞り込み中ということで、現在進行形ということで、まあこれが置戸の骨になりますんで、これに連動しての総合戦略ということになりますので、主力は置戸町総合計画ということなのかと思います。そんな中でいろんな層の方と意見交換して、絞り上げていきたいというお話でした。それと財源と言いますかね、お金にはいろいろ限りがあるということも、まあ町長としての苦渋の選択も中にあるということも十分理解ができます。

そんな中ですね、一定程度その人口が3,000人を割ってしまったと。そういう状況をもう一度我々も町民も認識しながらですね、今ある事務事業についてですね、しっかりとやっぱりこの人口にあった見直しも必要ではないかと思っております。当然人も減ってきて、またいろんな組織だとか、団体だとか、そういったことの兼ね合いも含め、また町の事業そのものも、もう一度見直す必要があるんじゃないかと、そういう思いですね、まあその辺のことも含めて、新しい第2期の総合戦略に特化していく事業をですね、なんとか皆さんでいい意見を持ち寄って、進めていただければと思います。

そんな中ですね、最後になりますけれども、まあ計画を作っても、やっぱり実行性のあるものでなければならぬと思います。それでこの計画ができた段階ですね、やっぱり体制の構築が一番大事ではないかと思っております。国の方ではですね、内閣府に地方創生の専任の大臣を置いて取り組んでおります。まあ、町においてもですね、この創生総合戦略の推進体制をですね、もう一度構築するための体制作りが私は2期目には必要ではないかと思っております。特にですね、まあ本当にこの推進体制をどうするかということは、まあ私の考えとしてはこのまちづくりの基本となるものであればですね、専門の担当者を置いて、またこの推進本部なるものを組織してですね、町長自らがこの本部長になってですね、この人口減少問題と向き合っていただきたい、そういう思いでおります。

いずれにせよ、この構築体制についてですね、なんとか役場を挙げてと言いますか、町も挙げてですが、この体制を作り上げてですね、人口減少問題に歯止めをかけてほしい。そういう思いで体制の構築ということを提案しましたが、まあこの問題について町長の考えがあればですね、あの伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まあ、推進事業の推進にあたっての体制整備ということでもありますけれども、おっしゃるとおりだと思います。それでまちづくり推進室を作ったっていうのはそこにあります。第5

次の総合計画を実施していくと同時に、今最終年を迎えているまち・ひと・しごこのこの総合戦略、これらも119の大きな事業を、たくさんの事業を抱えてるわけでありましたが、それにこだわることなくと言いましょか、それを一つのベースとして、先に向かってより進化をさせなければならないということからまちづくり推進室を作りました。その体勢も取ったつもりであります。そこに所属してる職員よくやってくれてると思います。

しかし、限られた人数でありますから、なかなか議員からしますと十分ではないかもしれません。十分でないかもしれませんが、まあスタートしてまだ2年程度のものでありますから、もう少し長い目で見ていただきたいというふうに思います。その事業を進めていく、それを念頭にしながらこのポジションを作りました。作っただけに別なところでは少し仕事が増え加重になってるのかなと、所管する事業が増えていってるなというところも中にはあります。ありますけれども、限られた人員の中で町政を推進していく。そして先程お話がありました、人口減少の問題だとか、町にもっと活力を生むような、そうしたことを積極的に進めるセクションをとということになりますと、今申し上げたまちづくり推進室を中心にしてやっていこうということでセットをしたわけでありまして。そんなことを含めてぜひご理解もいただきたいと思ひますし、激励もいただければ職員もより頑張っていけるんじゃないかなと、そのように思ひます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、この人口減少問題をですね、危機感を持って、そしてスピード感を持って、まちづくり推進室を中心にですね、頑張ってくださいと思います。これで私の質問を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時30分
再開 10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に、超高齢化に伴う高齢者福祉の充実のための対応について、2点お伺いしたいというふうに思ひます。12年ぶりの選挙で町の津々浦々とまではいきませんが回っておりまして、特に強く感じたのが、これからの町の課題の一つでもある超高齢化が一層進んだのかなというふうに感じております。高齢化福祉の早期対応について、しっかりやっていかなきゃならないなというふうに思ったところであります。

まず6次総計の目玉の一つともなろう特養の改築についてですが、折しうちの母が脳梗塞によって要介護4になってしまいました。現在、在宅介護をしておりますが、まあプロも含めて家では同居家族が数人おりまして、なんとか対応をしているところではありますが、置戸町においては、これからは施設介護に頼らざるを得ない方々が多くなっていくのかなというふうに思ひます。利用者が快適に、また職員が働きやすく、異常気象や災害に強い新しい特養の改築は求められているのかなというふうに思ひますので、時期、それから施設の内容について改めてお伺いをするものであります。

次に高齢者世帯、単身者世帯が増える中、各種相談業務の増加が考えられます。社会福祉協議会への委託業務もありますが、保健師、社会福祉士、ケアマネージャーといった専門職の役割は今後ますます重要になっていくのかなというふうに思います。

まあ相談業務には窓口や電話、それから訪問などというものがあるわけですが、今後十分に対応できるように、そういった専門職の増員または経験値の高い職員の増員の考えがあるかどうか。また、そういった専門職の確保について、町長はどのようにお考えになっているかをお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 超高齢化に伴う高齢者福祉の充実についてというご質問であります。最初に状況と言いましょか、本町における今年の4月1日の人口2,872人です。このうち65歳以上では1,276人、75歳以上では763人ということになっておりまして、65歳以上の高齢化率で言いますと44.4%ということになっております。

特別養護老人ホーム緑清園は昭和57年4月の開設から37年が経ちました。改修等につきまして、これまで町と施設運営を担う社会福祉協議会の間で特別養護老人ホームの今後のあり方、あるいは改修にあたってどのような機能がこの施設に欠かすことができないものなのかと、まあそうしたことも含めて改築の方法について検討会議を設置いたしまして、今日まで検討を進めてまいりました。その中で施設定員については現在の待機状況あるいはこの職員の確保の面、そうしたことを考慮しながら定員50名を維持していくということと考えているところであります。そして居室については全室ユニット型の個室が望ましいとの方向性を基本に進めておりました。

しかし、この施設でというか、そうした考え方で進めるとすれば、10数億円規模の建築経費に対するこの財源ということが当然問題になってくるわけですが、現状の施設を全室ユニット型の個室に変更する場合はこの施設整備費の補助の対象にならないということから、財源確保が非常に大きな課題になってしまっているということでもあります。

一方、現状施設の大規模改修ということになりますと補助対象にはなってくるわけですが、道内各地で同様の事例があるというふうにも聞いております。このようなことから根本的なところから再検討しなければならない、そうした状況に今あるということでもあります。

今後においては改築あるいは改修の方法の決定も含めまして全体計画の再検討を行わなければなりませんし、指定管理者である社会福祉協議会との協議なども踏まえながら、できるだけ早い時期に方向性を定めたいというふうに思っているところであります。第6次の総合計画の前期、すなわち令和2年から6年ということになりましょか、この前期における大きな事業の一つとして捉えて財政状況を含めてありますが、決めていきたいというふうに思っているところであります。

それから保健師など、専門職の確保ということと増員についてのご質問であります。福祉事業あるいは保健事業の推進に向けて、平成11年に地域福祉センターの開設と同時に在宅介護支援センターを設置しまして相談体制の充実等に努めてまいったわけであります。

開設当初の職員配置は13名でスタートしておりましたが、その後の地域支援事業の創設あるいは地域包括支援センターの設置、また高齢者施策以外でも、この障がい者や児童などの多岐にわたる幅広い相談や事業に対するために、昨年度機構の見直しも行いまして、包括支援係を新設いたしました。

現在は当初から4名増員の17名体制で保健や福祉分野の相談業務の充実に努めているところであります。

なかでも保健師業務については、予防業務の医療機関への完全委託化、また介護予防事業の事業所への委託など、民間や外部に委託可能な業務についてはお願いをしているところであります。また、介護支援専門員の分野である居宅介護支援事業所については民間事業所で広く行われていることでもありまして、受け入れ先を模索していく必要が今後もあるだろうというふうに考えているところであります。

しかしながら、高齢者のみならず子育て支援あるいは保健・福祉の推進には専門職員のニーズというのは、今後も増加していく傾向にありますので、必要人員については検討していかなければならないというふうに考えております。こういう現場では何人増員しても多すぎることはないというふうに思うわけですが、役場全体での職員の配置あるいはバランスというものも考えなければならぬという私の立場からしますと、そういうことでもありますので、総合的な判断をしていかなければならないというふうに思います。

専門職の人たちをより充実させた形で保健・福祉・医療、これらについて考えていかなければならないのは当然のことですけれども、今申し上げましたように、不足な部分は補わなければ当然なりませんけれども、現状そうしたことに配慮しながら、増やしてきたというつもりでありますのでご理解いただければなというふうに思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 非常に、要するに専門職、有資格者採用については、町長または副町長、それからセンター長が保健師等の養成施設の方に出向いて、それぞれ何と言いますか、置戸町で働いてくれないかというような要請行動をされてるということは十分聞いております。

しかしながら、対象となる方々が、そうなかなか見つけられないというのが現状なのかなというふうに思いますが、前々から言っているように、例えば奨学金制度で紐付きにしてしまうというのはどうかというふうに思うんですが、そういったような対策も今後考えて、そういった有資格者、専門職の方の配置と言いますか、そういうこともやっていかなければならないのかなというふうに思いますので、その点についてはさらなる何と言いますか、町長の考えがあればお聞かせお聞かせ願いたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 こうした人たちの仕事が増重かどうかっていうことはともかくとして、非常に大きな役割を担っていると。しかも精神的にも、また肉体的にも大変な仕事であるということは私も十分承知をしております。それだけに今日まで多少なりとも人数を増やしてきたわけではありますが、先に向かっては現場の状況をですね、きちっと整理をしながら、また現場の声を聞きながら、将来どういう体勢が望ましいのかということも含めて協議をしていきたいと、このように思います。

十分だというふうには思いませんけれども、しかし不十分かと言いますと、そうでもないようにも思いますので、まあ冒頭申し上げましたようなことで現場の方とも十分相談していきたいと、このように思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 不十分というふうに私は思っております。非常に高齢化福祉の委託業務をお願いしている社会福祉協議会の方でも大変その人材が不足していると。なかなか見つけれないというような現状もありますので、町一丸となってそういった方々が置戸で働いてくれるような施策を、今後ますます提案をしていきたいというふうに思っていますので、その際には一つ意を用いていただければなというふうに思ひまして、私からの質問を終わりたいというふうに思っています。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員もご承知のように、福祉関係の人の確保というのは非常に難しい状況にあるというのはご承知のとおりだと思います。これは置戸高校を卒業する介護福祉士の人たちの問題でも顕著に現れているんだと思うんですが、やはり人を確保していくということと同時に考えていかなければならないという非常に難しい状況もあるわけですし、現場の声という部分も申し上げましたけれども、実際にその現場で働いてもらう人の人員確保ということも併せて考えていかなければならない課題だろうなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、現状厳しいということは、私も承知しているつもりでありますので、先程来申し上げておりますように、現場の方とも十分に協議をしながら、先に向かって人員確保を考えていきたいと、そのように思っています。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 次に、5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして私の一般質問に入りたいと思います。

今、石井議員に対しての町長の答弁を聞いておりますと、非常に私が質問しづらい内容になっているかなと思って苦慮しているところでございますけれども、現状の今の置戸町の福祉施設あるいはその該当する年代層のことについてですね、石井議員と全く同じような思いを持っていたわけですので、それらをもとに私自身、一応考えながらですね、普段から考えておりましたことを若干述べさせていただきます。

近年、高齢化率が年々上昇している昨今ですが、自分自身あるいは周りの同年代の人たちを見た時に、体力、視力の衰え等、不安はないわけではありません。日頃、先輩の方々と接することが多く、それぞれの行く末を案じながらも、健康な日常を送っている時期だからこそ協力できること、あるいは参加できることに満足していただき、定住の一端を担ってもらい、同時に仲間意識の高揚につながると思います。

そこで、提案になるかもしれませんが、我々の団塊世代が後期高齢者に向かっているわけで、当然、福祉施設等の世話になるのは時間の問題だと思います。今でも待機者が多く、入所するとしても時間がかかっている現状ですので、福祉施設に入る前の人たちのためにも、将来のためにも、相互扶助の形を元に日常の生活ができるような施設が必要だと思います。置戸町の総人口に対し、先程、町長が申されましたけれども、65歳以上の単身者は257名と1割になっているのが実態であります。また、そのうち6割が在宅の現状と聞いております。この単身者が年々増加し、減ることはないと思います。健康な、そして判断能力もあり、自活出来ている時期に情報交換をしながら調査をしてはどうでしょうか。ケアハウスのような住まいの中で共同生活することにより、今日の高齢者の社会問題になっている

事柄の一部でも改善していくことと思います。

また、この施設を町の中心あるいは集約出来る場所を設けることにより、日々の生活に充実感を感じていただくことができると思います。現状を見ますと、冬期間の除雪が大きな問題となっていることから、冬期間に数日間あるいは数か月間体験していただく方法はどうか。共同生活の希望のない人もいると思いますが、希望者を募り進めていき、まずは体験をしていただくことが重要であり、町民に情報の提供を流すのが第一と思います。今年度中にまとめる第6次総合計画の早い時期に入れていただくことを期待しております。町の方でも、いろいろ考えがあろうかと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ケアハウス等の福祉施設の設置についてというご質問であります。初めに、施設等の現状を申し上げます。

ご承知のとおりであります。特別養護老人ホームで50名、養護老人ホームで80名、グループホームで18名、置戸赤十字病院の療養型病床で48名の定員で、合わせますと196名が利用可能であります。キャパシティとして196名が可能だということであり。これを単純に65歳以上の1,273名ということで割り返しますと、15.3%の方が施設等を利用できると、算術計算的にはそうだということであり。この数字は、他の市町村と比べますと、施設の整備率としては、かなり高い状況になっております。また、養護あるいは特養は広域型の施設でありまして、両老人ホーム合わせて130名の定員枠ということになります。他の市町村からの高齢者の転入もあるわけでありまして、これが高齢化、結果として高齢化率が高くなる要因の一つでもあるわけであり。また、養護あるいは特養は広域型の施設でありまして、両老人ホーム合わせて130名の定員枠ということになります。他の市町村からの高齢者の転入もあるわけでありまして、これが高齢化、結果として高齢化率が高くなる要因の一つでもあるわけであり。

平成29年に実施いたしました高齢者ニーズ調査において、介護が必要になった場合の生活の場所をどうするかというような調査におきまして、40%の方が自宅だと、そして39%の方が施設を希望しているということであり。まあ半分半分というふうに言えるかと思っております。しかし、施設を利用する場合の問題は、使用料ということになってくるんだらうというふうに思っております。月額8万円以下の希望が75%を占めております。ケアハウスあるいは介護付の高齢者住宅では、月額の使用料が10万円から20万円の負担が必要となることから、施設を希望される場合は、町民税均等割の課税者以下の方を対象とする養護老人ホームの希望者が多いという、これが現状です。

一方、施設利用者の年齢を見ますと、昨年度、常楽園の入所者は10名でしたが、入所時点の平均年齢は、86.2歳。そのうち66歳の方が10名のうちのお一人が66歳の方がいらっしゃいましたので、その方を外しますと、平均年齢というのが88.4歳ということであり。また、緑清園、特別養護老人ホームであります。緑清園では11名の入所者で、84.3歳ということになります。本町の場合は、持ち家の方が多いわけでありまして、家があるのに利用料を負担して施設を利用するのは、いよいよ90歳って言いましょうか、90歳近くになってからという考えの方が多く見受けられます。加えて、家庭菜園あるいはいろんな趣味、またはボランティア活動等を高齢になっても続けている方も多く見受けられるわけであり。

これらのことを踏まえまして、ご質問のケアハウス等の必要性についてということであり。高齢期の生活不安を解消していく上からも、これまでもいろいろと検討してきた経過がありますが、現在のところ需要は少ないんじゃないかというふうに判断をしているところであります。今後におい

ては、現在行われている地域での支え合い活動、サロン活動等の自助・共助の取り組み、あるいは介護予防事業、さらには、100歳体操の普及等の取り組みにより、いつまでも健康的に住み慣れた地域で生活が出来るよう、一層の普及や充実に努めたいというふうに考えているところであります。

また、冬期間の体験事業については、新たに施設を建設するのは難しいところですが、ニーズの把握等に努めて、空き室の利用だとか、今後の遊休施設等の再利用といったことも含めて、状況を見ながら検討を加えていきたいというふうに思っております。もちろん、ケアハウスのようなものがあって老後を心配することがないという保証があれば一番安心できるわけではありますが、まだまだ今の置戸の状況ばかりじゃないかもしれませんが、十分でないということは承知しております。しかし、ケアハウスに象徴されるように、実際には、使用料の問題、利用料の問題が一番課題になってくるわけでありまして、当然入所する人に取りますと、低額で利用できるということを期待してのケアハウスということだというふうに思います。なかなかそんなふうなことを考えますと、先程来申し上げているように、なかなか厳しいものがあるというふうに思っています。いずれにいたしましても、この平均年齢が益々上がって行って、高齢化がさらに一層町全体を覆うという現状は、これは避けられないわけでありまして、そのことを十分認識しながら、これから高齢者の人たちに対する対応というものを行政としても、また関係の皆さん方のご意見もいただきながら考えていく必要があるだろうというふうに思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、町の考え方と、あるいは実態調査をした上でのお話をお聞きしましたけれども、確かに、管内的に見れば入所率も他の町村からすると高いのかもしれませんが、それ以上に高齢化率の方が高く、そして一人暮らしの家庭が増えてくるんじゃないのかなど。やはり冬の交通機関というのが一番皆さん案じておられますので、そういったことをいづらかでも解消できるようにするためには、やはりある程度元気なうちにそういった施設に入りながら暮らしていくと。それによって離れているお子さんたちが安心、安全な町だなと言われてもらえるような、そんなふう考えられますので、何とかそういう方向で考えられないものなのかなと、そういうふうに感じておりました。

高齢化の問題については、全国どこも同じですけれども、その中でもやはり置戸らしき的な、置戸だからできるんだというものが出てこないのかなと、そういうことが対策として新しいことができないのかなと常日頃考えている一人でございますので、何とかその辺でできれば総合計画の中に入れてもらえれば、もっと皆さん安心できるのかなと。確かに、今の段階では希望者は少ないのかもしれませんが、実態調査の先程の話を聞くと、40%ぐらいしかないという需要が、そう言っておりますけれども、これがやはり高齢化が進むと、そういった数字がまた上がってくるのであろうと、そんなことも予想されますので、できればもう一度町長の方から聞きたいんですけども、考えが何かもっと今私が言っていることについてですね、もう少し希望に沿っていくような考えがあれば、先程の答弁だけで終わりであればそれでいいんですけども、できればお話を聞きたいのですが。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ケアハウスっていうのは、ご承知のように、軽費というのは軽いという意味ね。軽費老人ホームの一つでありまして、これが創設されて30年ほど経つんだと思いますけれども、議

員の気持ちと私の気持ち同じだと思うんです。そういうところに入所する、先程来申し上げているように、やはり利用料の問題が大きな問題として出てくるんだと思います。その時に、推測ですよ。推測では、行政として一定程度支援するという前提でのお話でないかなというふうに思うんです。問題はそこです。問題はそこなんです。施設をつくっても当然ながらその施設を運営するわけですから、人の問題だとか、それから、施設の老朽化に対応する改修の問題だとか、いろんな経費がかかってくるわけです。

それと、日常的な生活に必要なお金に対して、先程来8万円っていうようなお話もありましたけれども、それが10万円とか15万円になっていった時に、その差をどう埋めていくのか。入所する人に取りますと、それをどう対応していくのかっていうことが大きな課題になるんだと思うんです。本当にそれを行政として支援するような施設として考えていくんだとすれば、先程来、何人かの方からお話がありましたけれども、やはり何かを我慢しなければならないということだと思います。それもこれもということになると、やはり行政のって言いましょうか、町の台所としても対応しきれないということが明らかなわけですから、当然どこで線引きをしていくのか、どの部分を我慢していかなければならないのかっていうことが、これはやっぱり明確にして、そして物事を進めていかなければならないというのが行政としての責任だと思うんです。思いや考え方っていうのは、何も特に議員と私の考え方も違っているとは、私も全然思わないですけども、置かれている立場って言いましょうか、そういうことから考えますと、先程来申し上げて、今も申し上げましたけれども、その辺の整理って言いましょうか、落としどころをどうしていくのか、これがやっぱり最大の課題になるんだろうというふうに思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 確かに、施設を維持することによっての維持管理費とか、いろいろ人件費も含めてですが、かかっていくのは当然のことですけれども、私の心配しているのは、それ以上に人口が減っていくのかなと、逆に。そういう部分でいくと、やはり歯止め策の一つとして、こういったことも考えるべきかなと、そんなことも感じておりましたので、それとですね、やはり高齢者が非常に年々、先程言いましたように、町長の方からも報告ありましたように、40数%という、44%ですか。これが50%、60%と、そういうふうに高齢化率が上がっていくと思われまますので、せめてその人たちの流出を防ぐためにもそういった手立てをやはり検討していかなきゃならないんじゃないのかなと。いわゆる子育て世代の支援と、そういった年齢層の高齢者に対しての部分と両輪でいかなければならないんじゃないのかなと、そういうことを考えた時に、やはりこの施設については、それほど大きな施設でなくても小規模なところから始めて、様子を見ながらでも歩んでいけるのかなと、そんなふうに思ったところもあったものですから、こういう形で質問をさせていただきました。

町長の先程来の答弁からしますと、当然無理だなと思いつつも私自身、現状を把握して考えていくと、やはりこういうことも考えていかなければならないのかなと、私はそう思って質問させていただきました。そういうことで、町長の方の答弁は、これ以上の答弁は出てこないと思いますので、私の質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 特に申し上げることはないんですけども、少子高齢社会と言いましょ、加

えて人口減少も含めてでありますけれども、これは全国的な問題としてきちっと国が捉えなければならぬという大きな課題です。もちろん地方自治体として、その一翼って言いましょうかね、担わなければならないのは当然であります、そこに町民がいるわけですから。そのことを一番に考えなければならないというのも当然のことだと思います。しかし、全国でそういう状況だということを国政を預かる人たちは、もっと真剣にこの問題について真正面から取り組んでほしいというふうに私は思っています。その中で地方自治体がやれる部分をやっていくということになろうというふうに思います。それと、それを最大のテーマとしてやるとすれば、先程来申し上げているように、何かを我慢するということが必要だということです。そのことをないがしろにして町政運営はできないということです。そのことをやはり皆で共通の課題であり認識として考えていかなければならないのがこの問題だと思います。いろいろとお考えもあろうかと思しますので、またお聞かせ願えればというふうに思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 私の方からは特別ございません。以上で質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 2 2 号 置戸町未来への森づくり基金条例の
制定についてから

◎日程第 1 7 議案第 3 6 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画
の一部変更についてまで

————— 1 5 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 3 議案第 2 2 号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてから日程第 1 7 議案第 3 6 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの 1 5 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第 2 2 号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第 2 2 号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定について。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 この間、事前説明があった時にいろいろ聞いたんですが、一つは、この基金をどういうふうな形で使われるのかという大筋をまず聞きたいというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今のご質問ですけれども、森林環境譲与税の使い方ということでの質問かと思えます。森林環境譲与税につきましては、ご説明のところにもありましたように、第一の目的が森林の整備、また、その促進に関する施策ということで、担い手対策ですとか、そういうものに使用すると、そういう目的税でございますので、本町におきましてもそのような形で使っていきたいというふうに考えてございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 そのほかにも今、木材の利用促進とか、普及啓発にも当然使うべきでないかというふうに思いますけども、広く言えば、予算の時にもっと細かく聞きますけども、今、国が挙げているのは、地域アドバイザー制度の活用というふうなことも言われています。そういうふうな関係も含めてですね、この地域アドバイザー制度というのは、もちろん森林整備の中でも関連ございますけども、町有林の経営計画の策定だとか、あるいは事業の促成に関する町に助言だとか、あるいは伐採、造林、それから指導、助言というのがございます。今、このアドバイザー制度は、林野庁の研修を受けないとアドバイザーが認定されませんので、この辺についてはいいんでしょうけども、そういう制度の活用も当然あるのではないかというふうに思います。

それと、今年の4月から森林管理制度のですね、対応も当然行われるというふうなこともあると思いますので、その辺の対応をどうするのかと。それから、森林整備の関係では、今度は土地の森林の所有者の森林台帳、林業台帳って言うんですか、そういうのができるわけですから、これらの調査も含めてですね、根本的に見直す時期にきているのかなという感じしますので、その辺について詳しく説明してください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 この森づくり基金の使用法でございますけども、まず、今年度につきましては、これから森林環境譲与税が町の方に配分になった時点で、また皆さんの方にご提案をして協議をして参りたいと思いますけども、今、担当として考えている部分につきましては、今、小林議員がおっしゃられたように、今年度につきましては、森林所有者の意向調査について重点を置いて、それに特化してやりたいと思っております。それで、来年度以降、次年度以降、これからずっと入ってくる税金になりますけども、来年度以降につきましては、先程、小林議員さん言われたようにですね、地域の林政アドバイザー、今、置戸町に4名いらっしゃいます。その方たちを活用しながら、その意向調査に沿った経営計画ですとか、その辺の作成を図っていきなというふうに思っております。また、その他の使い方につきましても、現在検討中でございますので、来年度以降、またいろいろ案がありましたらアドバイスの方をお願いしたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 今回、各税目によって多岐に渡って地方税法の改正に基づき条例改正あるんですけど、全体的な話としてちょっと伺いたいんですが、すでに軽自動車税、固定資産税、町民税はアップされております。そして、課税されて納税者負担されているんですが、今回、適用項目の中で、4月1日、もしくは6月1日からの適用、遡及条項が入っているわけですが、この中についてですね、新たに納税者の負担が増加するっていうことは、遡及はできませんのでそういったことはないと思うんですが、そのことのありなしの確認と、遡及することによって減額とか減税だとか、そういった場合については遡及は可能なんです、その辺のことについて間違いなく遡及することによって納税者に負担を強いることはないっていうことがあるかどうかの確認をお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 今回の条例に関しましては、特に軽自動車税の改正が多かったと思いますが、軽自動車税に関しましては、すでに年度ごとの条例が制定されておりまして不利益を被ることはございません。また、わがまち特例に関しましては、5月に固定資産税の納付書を発布しておりますが、現在、わがまち特例を対象とする施設は、当町にはございませんので、固定資産税におきましても町民に不利益を与えているような条例ではございませんので、今回の条例改正で提案をさせていただいた次第です。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 プレミアム商品券のところでお聞きしたいんですけども、対象者の数あるいは今回、事務の関係ということで歳入の方の説明では、時間外のやることに対する手当を要求しているという話でしたけども、その辺を説明していただきたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 現段階なんですけども、まだいろいろと対象者の確定はしておりませんが、今回の予算計上するにあたりまして、対象人員をおよそ900人と見込んでおります。それから今回のプレミアム付き商品券事業につきましては、完全に国の補助がいただけるというところでの事業でございます。それで、その対象事業の中になんですが、職員のいわゆる時間外手当も該当になりますということでございました。私どもの予算書の構成なんですけれども、職員の人件費等につきましては、給与費で見えておりますことから、そちらの方から本事業に要すると見込まれる時間外手当分を、いわゆる充当する形で補助金の構成を考えたところでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 今、900人、概算ですけど900人という話でしたけども、これ3歳未満の子育ての方と2段階になっていると思うんですけども、その内訳大体分かりましたら教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は、非課税世帯の確定ができないものですから、大体、国の試算もですね、国民5人に1人というような率だということもございます。私ども、過去のいわゆるそういう類似する商品券等の対象者数の推移を見ながら、すいません。これは、本当に見込みとしての900人ということでご理解いただければと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 嘉藤議員 衛生費のところ、予防接種に要する経費ということでございますけども、対象者が風しんの関係でしたけども、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今回の風しんの追加的対策ということで、基本的には今後開催されます

オリンピックにおいて、そういった風しんが広がったりしないような部分で、今回、追加対策ということで施策として盛り込んできております。

対象としております昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性、この区切りでございますけれども、各年代で風しんの予防接種を実施している対象者なんですけれども、いわゆる1979年4月2日生まれ、昭和54年4月2日以降に生まれた男性、女性につきましては、中学生の時、乳幼児の時、個別接種、集団接種等で予防接種を受けております。それに対して、昭和37年以前に生まれた方、52～3歳以上の方になりますけれども、この方たちは予防接種はしておりません。ただし、今までの生活の中で大体感染しているであろうということで、調査結果、男性で92.6%、女性で92.2%が抗体を持っているというような判断を国がしております。この昭和37年から昭和54年の女性につきましては、中学生の時に予防接種を受けております。これは、妊娠をするという部分での女性を優先して行ったということで、妊娠をした時に風しんに感染しますと、先天性風しん、子どもの方が母子感染してしまう恐れが高いということで、女性を優先に実施してきたところでございます。

今回、先ほど述べました期間の男性について、まず抗体検査を実施すると。その抗体検査をする予定といたしまして、見込みが50人程度。この先ほど示しました年齢の中で、3年間において3回に分けて実施するというので、今回、50人見込んでおります。その50人の中で、私もその年代に入りますが、大体は感染をしているということで、感染率としては、79.6%が抗体を持っているであろうという判断を国でしております。最終的に、抗体を持っていない方の見込みといたしましては、10人程度、最終的に抗体を持っていないということで予防接種対象ということで見込んでですね、各種予算を計上しております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 そのページの上段、児童福祉事務に要する経費のところなんですけど、これは保育費の無償化の対応ということなんですけど、説明の中で、いわゆる手数料、情報サービス手数料というところで、国、また道等で、なんて言いますか、あまりそういった内容について示されないだろうから民間なのか、どこからか、その情報を集めて、その無償化に対する対応というふうに説明を聞いたように思うんですけど、もう一度、その点のところをまず詳しくもう一度お願いいたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この10月に予定しております幼児教育・保育無償化に関する制度につきましては、最新の情報と言いますか、やっと細かい部分が出てきたのが、5月30日付の内閣府子ども・子育て本部の方からテレビ会議を通じて、ある程度の今の現在の予定というものがやっと降りてきたところでございます。

その中身につきましては、置戸町の認定こども園どんぐりのみに限って言えば、条例等関連する部分は少なくなってくるんですけど、ただし、この条例の中身につきましては、置戸町にない施設につきましても盛り込んだ中での運営、設置条例になりますので、例えば、認可外の保育所は、どのような扱いをするのか。この部分については、償還払いということで今現在出てきております。また、現在の条例の中では、利用者負担という部分が載っておりますが、国が今示している部分ではですね、な

かなか国が広告等で宣伝している中で、無償化、無償化と、そればかり言うておりますが、実は、給食費は取りなさいという部分が今現在の考え方です。

先程のほかの質問の中で、今後の保育料無償化に向けて、学校等の給食費等も減免等も考えたらどうかというようなお話もありましたけれども、現在のところは、そういった国の考えている部分では、4,500円という数字がやっと出てきました。4,500円を上限に給食費を取りなさい。ただし、2子目、3子目、国が今言っているのは、年長、保育に係る年長から数えて、1子、2子、3子と考えてですね、2子目、3子目については、減免をする予定もありますよと。そういったさまざまな置戸にない施設も勘案した条例改正、条例、それから規則の改正が見込まれております。先日、やっときました資料もですね、大体400ページの資料がございまして、その中には、条例の改正の見込み案も示されてきておりますけれども、それに係る部分、それから置戸町において、それに絡んで少し変えて省令に上乘せをしたり、独自に改正している部分も作り込んでいる部分ありますので、そういった部分を含めて、最近では、条例改正に伴う改正の改め文について委託を行うというようなことで予算を計上してお願いしている部分も、今年度の予算でも町の全体の予算の中でありまして、そういった手法でないとは、基本的には職員、通常の相談業務ですとか、そういった業務でかなり時間を割いておりますので、その部分でしっかりやるとなると、やはり一人工がしっかり関わらなきゃならないというような状況の中で、本来であればそういう専門業者に委託をしてですね、お願いしたいところなんですけれども、全国的に国からの権限委譲によりまして、こういった条例等の整備が増えてきております。私の所管する部分でも昨年度、介護保険の法改正があれば10本ほど条例を改正しなければならぬというような状況もございまして。

さらに、こういった施設の基準を定める地域密着型のサービス、それから居宅介護支援、それからこども園、それから先程の今回提案しております放課後児童会のそういった条例等、数十本の条例、規則が絡んできますので、そういった部分を本当はお願いしたいんですけども、そういった業者の方も人手不足とですね、全国的にそういう流れなものですから、委託を受け入れられないと対応できないというような状況が増えてきてございます。その中で、どこまでそしたら対応できるのかと協議した場合に、法の解釈、こういった場合には、こういったところも関連しますよというような整備例の提示、例規整備の考え方、法的事項の整理、制度内容の解説等をですね、短時間で整備をできるような資料として、情報サービス手数料として今回計上をお願いするところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 今の農業費の関係で、まず、畑作構造転換事業についてですが、トータルの事業費は分かりましたけれども、これ作業機ごとの事業費っていうか、単価についてもし分かっていたら、まずお知らせをいただきたいと思っております。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 作業機ごとの単価でございますけども、まず、ベッドフォーマーが1台で150万円。セパレーターが1台で935万円。ポテトプランターが1台で330万円。また、牽引用トラクター、1台1,221万円の2台。合わせまして、4,165万5,600円となっております。

○岩藤議長 6番。

○高谷議員 最近の事業は、当初、定価に対しての補助率ということになったんですが、最近では値引きをした以降の、その事業費に対しての2分の1ということで、非常に現実的な補助事業になっているというふうに思います。あえてこれはどこでということちょっと聞きませんが、今後についてもこういう事業また改めて出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、その都度、作業機ごとの単価は分かれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、2番目の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業ということでありますけれども、この事業については、概ね3億円を超えるような事業になるのではないかなというふうに予想していたんですが、今回、示された分については作業のスペース、いわゆるバンカーサイロと作業スペースについての補助事業ということでありますけれども、これTMRセンターのことだというふうに思うんですが、そうであれば調整庫であるとか、あるいは機械等に対する事業というのは、これに対して対象にならないのか。それとも、改めて事業として追加して出されてくるのか。それについて知らせていただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今回、提案してまず畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金でございますが、これにつきましては、今回、施設整備のみが割当内示が国の方から降りてきたため、今回、提案しているところでございます。今現在は、機械導入ということで要望は国の方に出しておりますけども、それについては、割当内示、まだ今のところ時期等も未定でございますので、割当内示がきた段階です、皆さんにお示しをしたいというふうに思っております。また、その他の施設も配置図を出しましたので、その他の施設もあるかと思っておりますけども、その他の施設につきましては、自己資金で対応するというふうに聞いております。詳細につきましては、個人情報となりますので、それにつきましては、説明は控えさせていただきますと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 今の事業に関連して質問いたします。当然、この事業主体に対してですね、町の支援ということが考えられると思いますし、これの補助金の事業主体は、法人ということ聞いてますが、立ち上がった段階ですね、整備終わった段階ですね、確認なんですが、町の支援策として、この事業主体に対して今後どのようなことを、制度上もあるんですけど、再確認ということで説明をお願いしたいと思います。

○岩藤議長 12時になりましたが会議を続けます。

産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今、置戸町の支援ということで、出してはいないんですけども、TMRの上置戸フィードサービスに対するということでの質問かと思っております。まだ、フィードサービス自体が経営を

開始していませんのではっきりとした数字は申し上げられませんが、もし経営を開始し申請が出てきた場合につきましては、置戸町農業生産法人事業支援補助金等交付要綱に基づきまして支援を行うこととなります。

支援の内容につきましては、事業開始支援ということで、当初100万円。また、2つ目としましては、固定資産税相当額の奨励金の支給、これが5年間になります。3つ目ですけども、3つ目といたしましては、制度資金を除く資金の借入に対する利子補給、これも5年間になります。以上、3つが今現在置戸町で持っております、農業生産法人に対する支援策となります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 林業・林産業の関係で、未来の森づくり積立金が974万円の今回積立になるわけですけども、一つは、譲与税の配分基準というのはあると思いますけども、まずその説明をお願いします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今回の譲与税の配分基準でございますけども、平成36年、令和6年ですか、そこから皆さん方に森林環境税ということで、町道民税と一緒に徴収される税金となっておりますけども、その前倒しとして今年度から森林環境譲与税が配分されることになってございます。譲与基準につきましては、全額の9割に相当する金額をですね、市町村で配分されるということになりまして、私有林の人工林面積割、それにつきまして10分の5、林業就業者割で10分の2、人口割で10分の3ということに、9割の分の今の率の配分となっております。残り1割につきましては、都道府県への配分ということになってございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 この974万円は3年間続きますけども、その後の3年間は、どういうふうになるんですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 974万円。あくまでも今試算予定額ではございますけども、今回、平成31年、令和元年から令和3年までの3年間につきましては、974万円。次の令和4年から令和6年までの3年間、これにつきましては、1,461万1,000円。次、令和7年から令和10年までは、年額2,070万円。その次の令和11年から令和14年までが2,678万7,000円。令和45年以降はですね、満額になりまして3,287万7,000円の配分となるということで今のところ試算をしております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 これは貴重な税収入ということになりますけども、非常に多額な金が毎年来るということになるんですが、一番心配なのは、この譲与税によって国の補助金が減らされるのかなという感じもしないわけでもないんです。従来から林野予算というのは、非常に大体100億円から80億円になったりして毎年変わってきているわけですけど、900万円ぐらいの金だったらまだそうでもないんですけども、最終年度に3,200万円ほど、3,300万円ほどくるとなると、非常に他の予算が減らされるのかなという心配しているんですが、町長その辺についてはどうですか。

○岩藤議長 町長。

○井上町長 少なくとも今の情報では、そういうことはないということは、長官はじめ林野庁の人たち言っておりますから大丈夫だと思います。特に、譲与税の関係は、これは税のことですから、総務省の部分ですから、その部分は心配ないと思います。ただ、いろんな情勢の中で、これ自体が森林環境譲与税もそうですし、環境税もそうですけれども、多分、見直し中間でですね、見直しだとかっていうことは入ってくると思うんですよ。と言うことは、今、本当は森林整備のためなんだからということで森林面積に応じて配分するのが基本だろうということを申し上げてきたんですが、譲与税が出てきた時に、やっぱり都会に住んでいる人たちからも理解してもらわなければならないということで決めていきましたのでね、多分そうしたことも含めて途中で見直しだとか、そういうことは入ってくるんだろうなというふうには思いますけれども、既存の林業関係の補助金だとか予算に関連してくるんじゃないかということ、そう心配することではないというふうに思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 最後もう一つはですね、974万円の使い道ということでございますけども、これは町を挙げてですね、さっき大枠を聞いたわけですけども、もちろん森林整備に最優先使いますけども、人材育成だとか、あるいは木材促進普及活動だとか、あるいは地域アドバイザーの関係だとかって、非常に多岐にわたってですね、使用用途が決まっていますけども、そういう面では協議会を作っていますね、委員の方々から意見を聴取する協議会みたいなのは、作る気があるのかどうか聞きたいです。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今の協議会の設立に対するご質問かと思っておりますけども、この森林環境譲与税の使い方のみに特化した協議会につきましては、設立の予定はございません。ただし、今年度設立を予定しています森林経営審議会等を通じてですね、関係者をはじめ、皆さん方からの意見を聞いた中で、来年度以降の使用の方法等も検討してまいりたいというふうに考えています。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	12時09分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑を続けます。

〈議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)、12ページ、13ページ。

歳出。8款土木費、2項道路橋梁費。道路橋梁の維持管理に要する経費から。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 道路橋梁の維持管理に要する経費のところ、碧水川の関係が補助事業の対象になれなくて独自にやったというお話ありましたけども、その辺もう少し詳しくお知らせください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 碧水川の復旧工事ということで、当初、畑総事業で予定していたところだったんですけども、地権者ですね。土地を持っている方が複数名いらっしゃって相続の関係で難航いたしまして、その土地の処理ができなかったことによって、その事業ができなくなったと。急ぎよ、うちの直営の方で修繕という形で直した次第でございます。

○岩藤議長 次に、9款消防費。10款教育費、5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款地方譲与税、3款森林環境譲与税。13款国庫支出金、2項国庫補助金。14款道支出金、2項道補助金。17款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

3番 阿部議員。

○3番 阿部議員 商工費のところ、置戸町大通り商店街協同組合事業補助金と、下の、置戸町大通り商店会事業補助金というのが同じ金額ここに出されているわけですけども、この内容について説明をいただけますか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 置戸町大通り商店街協同組合事業補助金、また、置戸町大通り商店会事業補助金ということで、議案の説明でもいたしましたんですけども、3月31日をもって協同組合法に基づく大通り商店街協同組合事業が解散をしています。その同じ事業を引き継ぐ形で置戸町大通り商店会という任意団体なんですけども、立ち上がっているところでございます。お互い事業を引き継ぐ形で立ち上がっているものですから、町の補助金の対象の事業といたしましては、美化運動実施事業ということで、バスケットですとかの花の植栽事業なんですけども、この事業費の2分の1、また、バスケットの更新費用等につきましては全額町費で、そのほかに共同売出事業に対しまして、事業費の2分の1ということで、合わせて当初から79万円の予算を計上していたわけなんですけども、今回、名称が変わりましたが、その同じ事業をすべて引き継ぐということでございますので、同じ補助の内容ということで新たに79万円の追加をお願いしたものでございます。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員 金額は分かりました。新たにですね、解散後、任意団体という形で組織ができていくわけですけども、構成員というのは、以前と同じでよろしいんですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 はい。現在のところ構成員は同じ21名になってございます。ただし、今回の規

約の中でも構成員につきましては、置戸町大通り商店街に加盟している人に限らなということでございますので、これから先ですね、会員拡大に向けて活動をしていくということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第33号 財産の取得について〉

○岩藤議長 議案第33号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 福祉バスの更新ということですが、納車が令和3年3月31日と言われたかなと思うんですが、これ当初からこれだけ時間がかかるということがどういうことなんでしょうか。ちょっとそれほど時間をかけないと納車にならないということなんでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この福祉バス、今回想定しております中型バスになりますけども、マイクバス程度でしたら1年ぐらいいかなという想定ですが、やはり今、これもまたオリンピックですとか、それから各種被災された地域でバスとかが送出されたりということで、バスの生産がですね追いついていないという現状があります。例えて言えば、除雪機辺りもですね、納車には半年から1年ぐらいいかかるような受注生産になります。この中型バスにつきましても受注生産でですね、当初の相談した時点では、下手すると3年かかるかもしれないという情報もあったところで、やはり最短でも1年かかるということで、今年度、債務負担行為ということで上限を2,700万円組みまして、今回、随意契約を行ったところです。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第34号 財産の取得について〉

○岩藤議長 議案第34号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第35号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 議案第35号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○岩藤議長 議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員の皆さんは議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 13時12分

再開 13時16分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてから議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの15件を通して質疑漏れはありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 議案第35号の工事請負契約の締結の内容についてですね、予算の時は聞いたと思うんですが、もう一度詳しく説明していただきたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 工事の内容でしょうか。契約の内容でしょうか。

○5番 澁谷議員 工事の内容と金額も別に分かるのであれば。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 工事の内容につきましては、既存の境野公民館の解体及び周辺の外構工事の2本立てになっておりまして、そういう内容でよろしかったですか。外構の方につきましては、舗装の修繕及び区画線の引き直し及び、庭って言うんでしょうか、植樹をしたり芝生を吹き付けたりという内容になっております。解体の方は、既存の施設を解体するのみでございます。

○5番 澁谷議員 金額は。

○大戸施設整備課長 予定価格ですね。予定価格につきましては、工事価格として5,944万円。消費税込で6,538万4,000円となっております。

○5番 澁谷議員 工事の内容別の大まかな金額っていうのは分からないんですか。

○大戸施設整備課長 解体につきましては、2,710万円。外構工事につきましては、3,234万円です。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてから議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの15件について一括討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第22号から議案第36号までの15件について討論を終わります。

これから、議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についてから議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの15件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定についての採決を行います。

議案第22号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第22号 置戸町未来への森づくり基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第23号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第23号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第24号 置戸町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第25号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第25号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第26号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第26号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第27号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第27号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）から議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決します。

議案第28号から議案第29号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第28号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第1号）から議案第29号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

議案第30号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

議案第32号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 財産の取得についてを採決します。

議案第33号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 財産の取得についてを採決します。

議案第34号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第34号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

議案第36号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する
要望意見書から

◎日程第22 意見書案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・
農村を守る要望意見書まで

————— 5件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第18 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書から日程第22 意見書案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書までの5件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第5号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書から意見書案第5号 日

米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書までの5件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第5号までの5件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書から意見書案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第23 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

○岩藤議長 お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に、今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。
令和元年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時32分